

設備維持管理業務 仕様書

本仕様書は、長崎県壱岐病院施設の設備運転管理及び設備保全業務に関する業務の範囲及び管理の仕様を示すものである。

1 対象施設

所在地； 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1626番地

物件名； 長崎県壱岐病院

2 受託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

3 物件概要

・主要用途	総合病院
・規模	地上5階 地下1階
・構造	RC造 (一部SRC造)
・建築面積等	12,289.73m ² (付属棟 33.75m ²)

4 管理対象設備

当病院敷地内建築附帯設備、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、自動制御設備、昇降機設備、医療ガス設備等

5 建物の利用期間及び利用時間

・利用期間	年間全日
・利用時間	24時間

6 設備維持管理従事者的人数等

・宿日直業務を含め、4名でのローテーションにより、1名以上常駐させること。
(設備維持管理業務時間帯 08:00～17:00は 設備維持管理従事者(有資格者)とすること。)

7 維持管理従事者の資格

下記の資格のうち2つ以上の資格を有するもの。また、設備維持管理従事者全員の資格を合わせたとき、下記の全ての資格を有すること。

- ・第二種電気工事士
- ・2級ボイラー技士
- ・第3種冷凍機械取扱責任者
- ・乙種第4類危険物取扱者

※受託後速やかに名簿を作成し、従事者の資格等を提出すること。

8 関係法令の遵守

施設維持管理業務の履行に当たり、定められた諸法令並びに規則を遵守すること。

- ・医療法
- ・電気事業法
- ・労働安全衛生法（ボイラー及び圧力容器）
- ・消防法
- ・高圧ガス取締法
- ・建築基準法
- ・大気汚染防止法
- ・下水道法
- ・浄化槽法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・その他関係法令

9 受託者の管理体制等

受託者は、当病院の業務遂行に当たりその特殊性を十分理解し、病院運営に支障を来たす事の無い様円滑に業務を行い、誠実にその責務を果たすこと。

- (1) 受託者は病院の用途、四季の気温の変化及び負荷の変動に対応した適正且つ経済的な設備運営を行うこと。
- (2) 受託者は設備の運転に対する効果と、その機能を監視し、設備を常に最良の状態に保つとともに、事故防止及び不具合の早期発見に努めること。
- (3) 受託者は非常時及び緊急時に備え、バックアップの体制を常に確保しておくこと。
- (4) 受託者は業務の確認・連絡などを円滑に遂行する為、設備管理従事者の中から責任者並びに副責任者を選任し届け出ること。
- (5) 受託者は受託後速やかに設備管理従事者の名簿・資格表・健康診断書・履歴書・業務計画書を委託者に届け出ること。
- (6) 受託者は受託後、従事者の変更を行う場合は委託者に1ヶ月前までに通知し、その承認を得ること。
- (7) 受託者は、委託者が実施する官公署への連絡業務について、委託者に協力し、遅滞無くこれを処理すること。
- (8) 受託者は委託者が行う設備管理上の業務について、これらの行事に積極的に参画し協力すること。

10 負担区分

- (1) 業務に関する必要な工具・点検用具・什器・消耗品等は受託者の負担とする。
- (2) 業務上必要とする光熱費は委託者負担とする。
- (3) 設備の故障等による部品交換及び修理等の費用は委託者負担とする。
- (4) 作業服・安全用保護具等は受託者負担とする。
- (5) 寝具等は受託者の負担とする。
- (6) 受託者により設置された通信機器等の費用は受託者の負担とする。
- (7) 上記以外の項目による費用負担は双方協議の上決定する。

11 服務規律と守秘義務

- (1) 受託者は本業務に従事する従業員の知識・訓練・安全及び緊急時の対応措置等の指導及び教育に万全を期し、風紀衛生及び規律の維持に責任を負うものとする。また、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (2) 受託者は設備管理従事者に制服を着用させ氏名を明示させる事。また、従業員であることを明確にするものとする。
- (3) 受託者は業務上知り得た情報・秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間満了時後においても同様とする。

12 疑義等について

- ・本仕様書に記載なき事項で疑義を生じた場合及び本仕様書及び契約書に定めのない事項については、双方協議の上定めることとする。